

昭和38年度 特殊教育資料

1 特殊教育対象児童・生徒数

(1) 学令児童生徒中の特殊児童生徒数(推計)
(37. 5. 1現在)

区分	特殊児童・生徒数		備考
	出現率	人数	
精神薄弱者	(4.53)%	(832,852)人	出現率は4.53%(IQ75以下)であるが、そのうち特殊教育の対象とすべきもの(IQ46~75)4.25% この対象者のうち重症者10%が養護学校の対象者である。
	4.25	781,374	
肢体不自由者	(0.67)	(123,181)	出現率は0.67%であるが、そのうち特殊教育の対象とすべきもの0.34%
	0.34	62,510	
病弱者・身体虚弱者	1.35	248,201	病弱者 0.51% 93,765人 虚弱者 0.84% 154,436人
小計	(6.55)	(1,204,234)	()内の数は、障害をもつ児童、生徒の総数で、()をつけていない数はそのうち特殊教育の対象とすべきものの数
	5.94	1,092,085	
盲者	盲者	0.03	5,516
	強度の弱視者	0.04	7,354
聾者	聾者	0.05	9,193
	強度の難聴者	0.08	14,708
小計	0.20	36,771	
総計	(6.75)	(1,241,005)	
	6.14	1,128,855	

(注) 特殊児童・生徒数は、37年5月1日現在の学令児童・生徒数(18,385,259)に出現率を乗じた数である。出現率は文部省の実態調査による。

(2) 盲学校・聾学校・養護学校(小・中学部)および特殊学級への就学率
(37. 5. 1現在)

区分		出現率	人数	就学者数	就学率
養護学校および特殊教育	精神薄弱者	4.25%	781,374人	養護学校 2,850人 特殊学校 40,826	5.59%
	肢体不自由者	0.34	62,510	養護学校 3,656 特殊学校 2,565	9.95
	病弱者 身体虚弱者	1.35	248,201	養護学校 1,480 特殊学校 3,965	2.19
盲者	盲者	0.07	12,870	5,412	42.1
	強度の弱視者				
聾者	聾者	0.13	23,901	15,686	65.6
	強度の難聴者				

2 特殊教育諸学校および特殊学級の現状

(1) 盲学校・聾学校・養護学校数(都道府県別、設置者別)
(38. 5. 1現在)

区分	盲学校					聾学校					肢体不自由養護学校					病弱・虚弱養護学校					精神薄弱養護学校				
	国立	都道府県立	市立	私立	計	国立	都道府県立	市立	私立	計	国立	都道府県立	市立	私立	計	国立	都道府県立	市立	私立	計	国立	都道府県立	市立	私立	計
北海道	...	6	6	...	8	8	...	1	1	1	1	2	...	1	...	1	2

青森	...	3	3	...	3	3	...	1(1)	1(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
岩手	...	1	1	...	2	2	...	1	1
宮城	...	1	1	...	2	2	1	...	1	2	
秋田	...	1	1	...	1	1	...	1	1	(3)	(3)	
山形	...	2(1)	2(1)	...	3	3	
福島	...	4	4	...	4	4	...	1(1)	1(1)	
茨城	...	1	1	...	1	1	...	1	1	(1)	(1)	
栃木	...	1	1	...	1	1	
群馬	...	1	1	...	1	1	...	1	1	...	2	...	1	1	5	...	5		
埼玉	...	1	...	1	2	...	2	2	1	1		
千葉	...	1	1	...	1(1)	1(1)	...	1	1	...	2	1	1	1	...	1		
東京	1	4	5	1	8(1)	...	1	10(1)	1	4	5	...	2	2	2	1	...	2	5		
神奈川	...	1	1	1	3	...	1	3	...	4	...	1	1	...	1	1	2	...	2		
新潟	...	2	2	...	2	2	...	1	1	...	1	1		
富山	...	1	1	...	1(1)	1(1)		
石川	...	1	1	...	1	1		
福井	...	1	1	...	1	1		
山梨	...	1	1	...	1	1	...	1(1)	(1)		
長野	...	2	2	...	2	2	...	1	1	1	1		
岐阜	...	1	1	...	1	1	1	...	1		
静岡	...	3	3	...	3	3	...	1	1	(1)	(1)	1	...	1	
愛知	...	8	3	...	4(1)	4(1)	...	2	2		
三重	...	1	1	...	1	1	...	1	1		
滋賀	...	1	1	...	1	1		
京都	...	1(1)	1(1)	...	1(1)	1(1)	1	...	1		
大阪	...	1	1	...	2	...	2(1)	1	...	30	...	1(1)	1	...	2(1)	3	...	3	2(1)	...	2(1)		
兵庫	...	2	1	...	3	...	4	4	...	(1)	4	...	4(1)	...	1	1	...	2	1	...	1		
奈良	...	1	1	...	1	1		
和歌山	...	1	1	...	1	1		
鳥取	...	1	1	...	1	1	...	1	1	2	...	2		
島根	...	1	1	...	2	2	1	...	1		

精神薄弱 養護学校	計	3,350	23	1,127	2,010	190	177	13	398	17	151	20	17
	国立	221	7	76	101	37	37	0	28	2	14	0	0
	都道府県立	686	0	263	320	103	103	0	88	2	44	17	0
	市立	2,160	0	656	1,504	0	0	0	242	2	64	0	7
	私立	283	16	132	85	50	37	13	40	11	29	3	10
肢体不自由 養護学校	計	5,203	0	3,457	1,574	172	169	3	683	22	347	89	29
	国立	133	0	94	39	0	0	0	15	5	4	0	0
	都道府県立	4,189	0	2,778	1,264	147	144	3	557	13	295	89	24
	市立	881	0	585	271	25	25	0	111	4	48	0	5
	私立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
病弱・虚弱 養護学校	計	1,845	0	979	862	4	4	0	236	23	172	58	1
	国立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	都道府県立	898	0	459	439	0	0	0	115	11	79	25	0
	市立	783	0	438	345	0	0	0	111	0	58	18	0
	私立	164	0	82	73	4	4	0	10	12	35	15	1

(3) 特殊学級数および児童・生徒数
(38. 5. 1現在)

学校の別	小学校		中学校		合計	
	学級数	児童数	学級数	生徒数	学級数	児童生徒数
精神薄弱	3,331学級	33,106人	1,560学級	17,322人	4,891学級	50,248人
身体虚弱	226	2,966	67	652	293	3,618
肢体不自由	146	1,672	78	676	224	2,348
混合	135	1,294	45	501	180	1,795
その他	82	649	43	444	125	1,093
合計	3,920	39,687	1,793	19,595	5,713	59,282

(註) うち国立および私立の学級数は次のとおりである。

国立 小学校 精神薄弱 31 身体虚弱 1 混合 2
 中学校 精神薄弱 28
 私立 小学校 精神薄弱 10 身体虚弱 1

4 特殊教育の振興計画

(1) 養護学校設置計画

区分	肢体不自由養護学校			精神薄弱養護学校			病弱養護学校			合計		
	計画	奨励	計	計画	奨励	計	計画	奨励	計	計画	奨励	計
昭和38年度末都道府県立学校未設置県数	20			40			34					
年度 設置数												
昭和39年度	6	0	6	5	4	9	1	0	1	12	4	16
“ 40 ”	7	0	7	6	2	8	1	0	1	14	2	16
“ 41 ”	7	0	7	7	1	8	1	0	1	15	1	16
“ 42 ”	0	1	1	11	2	13	1	1	2	12	4	16
“ 43 ”	0	1	1	11	2	13	1	1	2	12	4	16
“ 44 ”	0	1	1	0	8	8	6	1	7	6	10	16
“ 45 ”	0	1	1	0	8	8	6	1	7	6	10	16

" 46 "	0	1	1	0	7	7	6	2	8	6	10	16
" 47 "	0	1	1	0	7	7	6	2	8	6	10	16
" 48 "	0	1	1	0	7	7	5	3	8	5	11	16
合計	20	7	27	40	48	88	34	11	45	94	66	160
昭和48年度末学校総数	69			116			71			256		
就学率	約20%			約40%			約5%					
昭和48年度(特殊学級を含む)												
設置義務施行予定年 月 日	42年4月1日			44年4月1日			49年4月1日					

(2) 精神薄弱特殊学級の設置計画

設置基準

市町村の人口段階に応じ次の基準により設置する。

設置数	特殊学級数		
	小学校	中学校	計
市町村人口数			
1万未満	1学級	1学級	2学級
1万～3万	2	2	4
3万～5万	3	3	6
5万～10万	4	4	8
10万～15万	5	5	10
15万～20万	6	6	12
以上5万人刻みに小学校1、中学校1を加えて行く。			

(註) 3万未満の市については3～5万の市の基準を適用する。

なお、(1)市及び人口数3万以上の町村に対しては、昭和44年4月1日を目途として上記基準以上の特殊学級を設置するよう奨励する。

(2)人口数3万未満の町村に対しては、昭和49年4月1日を目途として上記基準以上の特殊学級を設置するよう奨励する。

設置数

区分	市および人口3万以上の町村			人口3万未満の町村			計		
	小	中	計	小	中	計	小	中	計
上記基準により設置すべき学級数	2,786学級	2,786学級	5,572学級	4,229学級	4,229学級	8,458学級	7,015学級	7,015学級	14,030学級
昭和38年度現在既設学級数	1,906	1,147	3,053	831	291	1,122	2,737	1,438	4,175
差引今後設置すべき学級数	880	1,639	2,519	3,398	3,938	7,336	4,278	5,577	9,855

なお、上記設置数のみでは、対象児童・生徒を収容できないので、ほかに奨励設置を見込むこととする。

年度別設置計画

区分	市および人口3万以上の町村			人口3万未満の町村			合計		
	小	中	計	小	中	計	小	中	計
39年度	180	330	510	230	260	490	410	590	1,000
40年度	180	330	510	230	260	490	410	590	1,000
41年度	180	330	510	230	260	490	410	590	1,000
42年度	180	330	510	230	260	490	410	590	1,000
43年度	180	330	510	230	260	490	410	590	1,000
小計	900	1,650	2,550	1,150	1,300	2,450	2,050	2,950	5,000
44年度	80	80	160	500	540	1,040	580	620	1,200
45年度	80	80	160	500	540	1,040	580	620	1,200
46年度	80	80	160	500	540	1,040	580	620	1,200
47年度	80	80	160	500	540	1,040	580	620	1,200
48年度	80	50	130	513	557	1,070	593	607	1,200
小計	400	370	770	2,513	2,717	5,230	2,913	3,087	6,000
合計	1,300	2,020	3,320	3,663	4,017	7,680	4,963	6,037	11,000

内訳	計画設置	880	1,639	2,519	3,398	3,938	7,336	4,278	5,577	9,855
	奨励設置	420	381	801	265	79	344	685	460	1,145

(付表)
精神薄弱特殊学級計画設置状況及び充足率
(38.3.31現在)

区分	計画数(目標数)(A)			改革設置該当既設特殊学級数(B)			計画に対する不足(A-B)			充足率		
	小	中	計	小	中	計	小	中	計	小	中	計
北海道	428学級	428学級	856学級	105学級	45学級	150学級	323学級	383学級	706学級	27%	12%	19%
青森	123	123	246	61	21	82	62	102	164	50	17	34
岩手	130	130	260	31	12	43	99	118	217	24	9	17
宮城	152	152	304	58	24	82	94	128	222	38	16	22
秋田	133	133	266	23	11	34	110	122	232	17	8	13
山形	104	104	208	30	11	41	74	93	167	29	10	20
福島	201	201	402	32	19	51	169	182	351	16	9	13
茨城	191	191	382	40	19	59	151	172	323	21	10	16
栃木	119	119	238	38	24	62	81	95	176	32	20	26
群馬	132	132	264	64	13	77	68	119	187	48	10	29
埼玉	202	202	404	60	21	81	142	181	323	30	10	20
千葉	199	199	398	55	13	68	144	186	330	28	7	18
東京	345	345	690	239	192	431	106	153	259	69	56	62
神奈川	143	143	286	71	40	111	72	103	175	49	28	39
新潟	219	219	438	58	25	83	161	194	355	26	11	19
富山	83	83	166	16	11	27	67	72	139	19	13	16
石川	81	81	162	21	12	33	60	69	129	26	15	21
福井	73	73	146	33	24	57	40	49	89	45	33	39
山梨	97	97	194	39	15	54	58	82	140	40	15	28
長野	217	217	434	32	15	47	185	202	387	15	7	11
岐阜	165	165	330	48	25	73	117	140	257	29	15	22
静岡	203	203	406	57	21	78	146	182	328	28	10	19
愛知	247	247	494	86	34	120	161	213	374	35	14	25
三重	132	132	264	42	16	58	90	116	206	32	12	22
滋賀	90	90	180	30	5	35	60	85	145	33	6	20
京都	104	104	208	67	30	97	37	74	111	64	29	47
大阪	219	219	438	178	86	264	41	133	174	81	39	60
兵庫	232	232	464	97	41	138	135	191	326	42	17	30
奈良	82	82	164	15	5	20	67	77	144	18	6	12
和歌山	94	94	188	31	14	45	63	80	143	33	15	24
鳥取	64	64	128	8	1	9	56	63	119	13	2	7
島根	94	94	188	28	22	50	66	72	138	30	23	27
岡山	162	162	324	91	26	117	71	136	207	56	16	36
広島	189	189	378	59	47	106	130	142	272	31	25	28
山口	116	116	232	42	23	65	74	93	167	36	20	28
徳島	85	85	170	29	11	40	56	74	130	34	13	24
香川	82	82	164	43	23	66	39	59	98	52	28	40
愛媛	132	132	264	61	29	90	71	103	174	46	22	34
高知	89	89	178	24	13	37	65	76	141	27	15	21
福岡	251	251	502	42	18	60	209	233	442	17	7	12
佐賀	88	88	176	23	5	28	65	83	148	26	6	16
長崎	155	155	310	26	9	35	129	140	275	17	6	12

熊本	174	174	348	38	13	51	136	161	297	22	7	15
大分	111	111	222	32	7	39	79	104	183	28	6	17
宮崎	97	97	194	29	6	35	68	91	159	30	6	18
鹿児島	186	186	372	21	17	38	165	169	334	11	9	10
総計	7,015	7,015	14,030	2,353	1,114	3,467	4,662	5,901	10,563	34	16	25

5 特殊教育対象児童・生徒の判別基準と教育措置

障害	盲者		
障害の程度と教育措置	1 両眼の矯正視力…0.1未満	盲学校	
	2 両眼の矯正視力…0.1～0.3	点字による教育を必要とする者、または将来点字による教育を必要とすることとなると認められる者	
		その他	特殊学級か普通学級で留意して教育
	3 視力以外の視機能障害 (視野狭窄等)	点字による教育を必要とする者、または将来点字による教育を必要とすることとなると認められる者	盲学校
その他		特殊教育か普通学級で留意して教育	
障害	聾者		
障害の程度と教育措置	1 両耳の聴力損失90デシベル以上	聾学校	
	2 両耳の聴力損失90～50デシベル	補聴器の仕様によつても通常の話声を解する事が不可能または著しく困難な者	
		補聴器を使用すれば通常の話声を解するに著しい困難を感じない者	特殊学級か、普通学級で留意して教育
3 両耳の聴力損失50デシベル未満	補聴器使用しても通常の話声を解する事が困難な程度の者		
障害	精神薄弱者		
障害の程度と教育措置	重度(白痴程度)	就学猶予・免除を考慮する	
	中度(痴愚程度)	比較的重傷の者	
		その他	養護学校、就学する養護学校がない時は、特殊学級
	軽度(魯鈍程度)	社会適応性の乏しい者	
その他		特殊学級	
障害	肢体不自由者		
障害の程度と教育措置	1 起居・筆記・歩行等が不可能または困難な者およびこれと同程度の障害を有する者	養護学校、就学する養護学校がない時は、特殊学級	
	2 上記の程度に達していない者の	6ヶ月以上の医学的観察指導を必要とする者	
		その他	普通学級で留意して教育、または特殊学級
障害	病弱者		
障害の程度と教育措置	1 病弱者(慢性の胸部・心臓・腎臓疾患等)	6月以上の医療または生活規制を必要とする者	養護学校、就学する養護学校がないときは特殊学級
		6月未満の医療を必要とする者	1 欠席して療養に専念するよう指導 2 普通学級で留意して教育 3 特殊学級(病院内)
		6月未満の生活規制を必要とする者	特殊学級、普通学級で留意して教育
	2 身体虚弱者	6月以上の生活規制を必要とする者	養護学校、就学する養護学校がないときは特殊学級
6月未満の生活規制を必要とする者		特殊学級、普通学級で留意して教育	
障害	言語障害者		
障害の程度と教育措置	1 聾、難聴、脳性小児まひによる肢体不自由、精神薄弱などに伴う者	障害の性質および程度に応じ、聾学校、養護学校または、肢体不自由者、精神薄弱者のための特殊学級	
	2 その他	障害の性質および程度に応じ、言語障害者のための特殊学級または普通学級で留意して教育	

(注) 学校教育法施行令第22条の2および昭和37年10月18日付け初特第380号通達による。

6 昭和38年度特殊教育関係予算一覧

事項	37年度予算額	38年度予算額	差引増△減額	摘要	担当課	
義務教育国庫負担金	盲・聾学校分	1,470,043千円	1,724,832千円	254,789千円	37年度予算は当初予算を示す。	財務課
	教員給	1,419,072	1,682,000	212,928	調整額8% 教職員数5,341人(寮母を含む)	
	共済年金	25,721	65,202	39,481	給料の1,000分の56 追加費用1,000分の7	
	教材費	25,250	27,630	2,380	単価 盲3,000円 聾2,700円	
	特殊学級分	1,206,987	1,753,872	546,885	…	
	教員給	1,184,694	1,661,000	476,306	調整額4% 教職員数5,926人	
	共済年金	22,293	70,000	47,707	給料の1,000分の56 追加費用1,000分の7	
	教材費	0	22,872	22,872	単価1人当り540円とし、特殊教育学級児童生徒数に応じて算出した額を追加する。1学級当り15人として8,100円 (特殊学級の教材費で、以上のほかに普通学級並の1人当り小280円、中420円がある。)	
養護学校教育費国庫負担分	…	257,072	403,696	128,624	…	助成課
	教員給	265,392	381,815	116,423	調整額8% 教職員数1,100人(寮母を含む)	
	共済年金	4,819	15,326	10,507	給料の1,000分の56 追加費用1,000分の7	
	教材費	4,861	6,555	1,694	単価 肢体不自由1,690円 精薄1,080円 病弱虚弱920円	
公立特殊教育施設設備費補助金	199,813	228,125	28,312	8,226坪(鉄筋50% 鉄骨15% 木造35%) 盲聾学校小・中学部、養護学校、特殊学級7,000坪 盲 学校高等部 1,226坪 1坪当り単価 鉄筋 67,800円 " 鉄骨 51,900 " 木造 37,800 " 平均 54,915 工事費 451,733千円 事務費 4,517 計 456,250 補助率 1/2 228,125	助成課	
特殊教育の振興	…	349,521	387,321	37,800	…	特殊教育課
	本省事務費	224	224	0	補助金交付事務費	
	盲聾精薄児等出現率実態調査	463	0	△463	…	
	言語障害、難聴弱視特殊学級教育の推進	0	865	865	障害別に各1学級実験学校に指定し、教育方法等研究する。 (謝金、旅費、研究指導用具購入費、印刷費等)	
	養護学校等設備費補助金	71,350	76,710	5,360	…	
	養護学校設備費補助	6,150	6,150	0	肢体不自由 計画設置(第4年度分) 1,000千円×1/2×8校=4,000千円 精神薄弱 奨励設置 560×1/2×5=1,400 病弱・虚弱 " 500×1/2×3=750 計 6,150千円	
	特殊学級設備費補助	55,200	60,560	5,360	新設 計画設置(甲)一人口3万以上の市町分(第3年度分) 小学校 160千円×1/2×97学級=7,760千円 中学校 160 ×1/2×410 =32,800 計画設置(乙)一人口1万以上3万未満の町村分(第3年度分) 小学校 160千円×1/2×60学級=4,800千円 中学校 160 ×1/2×190 =15,200	

				計	60,560千円	
	盲学校高等部理療科設備費補助	1,000	1,000	0	理療科設備の整備 200千円×1/2×10枚=1,000千円	
	聾学校幼稚部設備費補助	1,000	1,000	0	言語指導、生活指導用設備 新設 200千円×1/2×5校=500千円 施設 100 ×1/2×10 =500 計 1,000千円	
	特殊教育学校スクールバス購入費補助	8,000	8,000	0	2,000千円×1/2×8台=8,000千円	
	盲学校聾学校職業教育費補助金	5,856	5,856	0	公立盲5校(金属加工、電気器具組立、自動車エンジン、水産加工、アンゴラ兔飼育) 聾5校(彫金装身具、果樹園芸、養鶏養豚、樹脂加工、な染) 設備費、材料費、施設費、講師謝金、委託費の1/2補助	
	特殊教育学校就学奨励費補助金および交付金	271,628	303,666	32,038	1 新対象部科 幼稚部(交際費、寄宿舎居住費) 2 単価増 教科用図書購入費、食費等 3 援助率 補助金70% 交付金50%	
	教職員研修費	2,767	2,767	0	盲・聾・養護学校および特殊学級の各教員講習会	
	教育内容改善費	6,324	6,324	0	学習指導要領編修 盲・聾学校 383千円 養護学校 791 教科用図書編修 盲・聾学校 2,407千円 養護学校 2,110 各種手引書参考資料の作成 235 重複障害児教育の推進 214 実験学校等 184	
	教職員養成費	3,519	3,560	41	養護学校教員養成課程新設 京都学芸、大阪学芸、熊本大 各20人 4年課程 (注)外に正規の課程は次の通り 盲学校教員養成課程(東北大、広島大4年課程) 聾学校 " (東京学芸大、広島大4年課程) 養護学校 " (北海道学芸大、静岡大、東京学芸大、広島大4年課程) 聾学校教員臨時養成課程(東北大、金沢大、大阪学芸大、愛媛大、福岡学芸大2年課程) 養護学校 " (北海道学芸大、東京学芸大、京都学芸大、広島大、熊本大、1年課程半年課程) 東京教育大学教育学部特設教員養成部 (指定教育養成機関) 普通科(盲・聾)1年課程 美術部(聾)2年課程 音楽科(盲)2年課程	教職員養成課
	国立大学付属学校新設および特殊学級の新設	5,837	4,679	△1,158	東京教育大学付属大塚養護学校幼稚部 1学級 10人 351千円 東京教育大学付属聾学校保育学級 1学級 10人 314 特殊学級の設置(精薄)4,104 新潟大、奈良学芸大、島根大、高知大 各大学1学級 15人 (注) 外に従来より設置されている国立学校	

					付属学校および特殊学校 付属学校 盲学校 1校 聾学校 1校 養護学校 精薄2 肢体不自由1 特殊学級 小学校 32学級 中学校 29学級	
合計	...	3,519,883	4,515,176	995,293

(注)以上の外

1 理科教育設備費補助金、学校図書館設備費補助金、児童生徒医療費補助金、学校安全事業助成費等の中にも、盲・聾・養護学校分経費が若干含まれている。

2 東京学芸大(言語指導研究施設)に、特殊教育に関する研究施設を新設し、東京医科歯科大(難聴医学研究施設)に難聴1部門を増設する。